

au ひかりプラスサービスご利用規約

2026 年 9 月 17 日時点

第 1 条（目的）

1. KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この au ひかりプラスサービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社及び提携プロバイダ（以下「ISP」といいます。）が提供するブロードバンド通信サービスのうち当社が別に定めるサービス（以下「対象サービス」といいます。）の契約者（以下「お客様」といいます。）に対し、第 3 条（本サービスの内容）に定める付加サービス及び端末設備貸出サービス（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスは対象サービスに付随して提供されるものであり、本サービス単体でのお申込みはできません。
3. 当社は、ブロードバンド通信サービス契約約款（以下「ブロードバンド約款」といいます。）の規定に基づき、対象サービスの利用に伴いお客様の宅内に設置された回線終端装置（ONU）の返還に関する取扱い及び違約金について、本規約において定めます。
4. 本サービスのご利用にあたっては、本規約の内容に同意いただく必要があります。

第 2 条（本規約）

1. 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社及び ISP が定める各種の規約、注意事項、ガイドライン等（以下総称して「本規約等」といいます。）が適用されます。
2. 当社は、民法の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本規約等を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約等の内容及び当該変更の効力発生時期を、本サービスに係る Web サイトに掲載して周知するものとします。また、改定された本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は、変更後の内容によります。

第 3 条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) Wi-Fi パックサービス お客様に対し、次に定める機能及びサービスを提供するサービス
 - ① ハイブリッドホームルーター内蔵無線 LAN 親機機能（6GHz 帯）

ISP がお客様へ貸し出すハイブリッドホームルーターに内蔵される無線 LAN 親機機能において、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯の無線 LAN 機能（以下「基本機能」といいます。）に加えて、6GHz 帯の無線 LAN 機能を提供します。なお、基本機能は、本サービスへの加入の有無にかかわらず ISP 又は機器の仕様に基づき提供されるものであり、本サービスの範囲外です。

② 公衆無線 LAN サービス

株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi2」といいます。）が提供する「ギガぞう Wi-Fi スタンダードプラン」（以下「ギガぞう Wi-Fi」といいます。）を提供します。ギガぞう Wi-Fi の取扱いは、Wi2 が定めるギガぞうサービスご利用規約その他同社が定める規定によります。なお、ギガぞう Wi-Fi スタンダードプランの利用には別途申込を要します。

③ ホームネットワークプロテクション機能

お客様の宅内ネットワークに接続された機器等に対するセキュリティ対策を支援するため、不正アクセス、ウイルス、マルウェア、有害サイトその他の脅威の検知、注意喚起又は通信制御等を行う機能を提供します。当該機能に関するお客様情報の取扱いは第 17 条第 3 項、機能の内容その他の提供条件は第 18 条の定めによります。

④ 電話サービス

電話（K）サービス、又は対象サービスをご利用のお客様に対し、電話（K）サービス又は電話（N）サービスのいずれか一方の電話サービスを提供します。なお、1 のユーザーコードにおいて、電話（K）サービス及び電話（N）サービスを重複して利用することはできません。（注 1）

また電話（K）サービスの場合、当社のブロードバンド約款で規定する「着信転送サービス」、及び当社の迷惑電話 発信ブロックサービス利用規約で規定する「迷惑電話 発信ブロックサービス」についても利用可能です。各付加サービスの取扱いについて各付加サービスの規定によります。

（注 1）電話（K）サービスの取扱いは、当社のブロードバンド約款の規定によります。電話（N）サービスの取扱いについては ISP の各種約款、規約の規定によります。また、電話（K）サービス、着信転送サービス、迷惑電話 発信ブロックサービス、電話（N）サービスの利用には別途申込みを要します。

（2） 端末設備貸出サービス 対象サービスの利便性向上又は利用に必要な端末設備をお客様に貸与するサービス

① メッシュ Wi-Fi 子機の貸出

対象サービスをご利用のお客様に対し、宅内の無線 LAN 環境の拡張を目的として、メッシュ Wi-Fi 子機を当社が別に定める台数を上限として貸与します。

② セットトップボックスの貸出

対象サービスをご利用のお客様に対し、当社が別途指定する映像サービスその他のコンテンツをテレビ等で利用することを目的として、セットトップボックスを当社が別に定める台数を上限として貸与します。

第4条（契約の成立）

1. 当社とお客様との間の本サービスの提供に関する契約（以下「本サービス契約」といいます。）は、当社所定の申込書、オンラインサインアップ又は電話によるお客様の申込みを当社が受理し、当社所定の手続を経た日に成立するものとします。
2. お客様は、1 のユーザーコードにつき、第3条に定める本サービスの全部又は一部について申込みをすることができます。この場合、本サービス契約は、Wi-Fi パックサービス及び端末設備貸出サービスの種類ごとに成立するものとします。
3. 端末設備貸出サービスにおいて貸与を受けることができる端末設備の種類、貸与可能台数その他の提供条件は、別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」及び当社が別に定めるところによります。
4. 当社は、本サービスが、お客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではありません。

第5条（設定）

1. 本サービスの利用に係る機器、端末設備その他必要な設備の設置、接続及び設定は、別紙に定める場合を除き、お客様の費用と責任で行うものとします。
2. お客様の通信設備、コンピューター等と本サービスを接続するために必要となる物品等がある場合は、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。
3. 前項の物品等を準備していないこと、機器の設置又は設定が完了していないことその他お客様の責めに帰すべき事由により本サービスを利用できない場合であっても、お客様は本サービスの利用料を当社に支払うものとします。

第6条（サポート）

1. 当社は、通信設備、コンピューター等と本サービスとの接続に関するお客様の問合せに対し、当社が別に指定する内容に限り、電話又は電子メール等により無償でサポートを提供します。

第7条（利用料等）

1. 本サービスの料金（以下「利用料」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) Wi-Fi パックサービス 月額 700 円（税込 770 円）
 - (2) 端末設備貸出サービス
 - ① メッシュ Wi-Fi 子機 1 台当たり月額 500 円（税込 550 円）
 - ② セットトップボックス 1 台当たり月額 500 円（税込 550 円）
2. 前項の利用料は、各サービスの利用開始日の属する月の翌月の初日から発生します。各サービスに係る本サービス契約が月の途中で終了した場合であっても、当該月の利用料は減額しません。た

だし、各サービスの利用開始日の属する月と当該サービスに係る本サービス契約が終了した日の属する月が同一である場合は、1 か月分の利用料の支払いを要します。

3. 前項の定めにかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により対象サービスの利用に関するお客様と当社との間の契約が終了したため、第 10 条第 2 項に基づき本サービス契約が終了した場合には、前項ただし書は適用しません。

4. お客様が複数の端末設備の貸与を受ける場合の利用料は、第 1 項第 2 号に定める月額利用料に貸与台数を乗じて算出します。

第 8 条（支払方法）

1. 当社は、お客様に対し、対象サービスに係る利用料の請求時に、前条の利用料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求します。お客様は、請求書記載の支払期限及び支払方法により、これを当社に支払うものとします。

第 9 条（延滞利息）

1. お客様は、利用料について支払期限を経過してもなお支払いがない場合、支払期限の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。）で計算した額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 10 条（本サービス契約の解除・終了）

1. お客様は、本サービス契約を解除する場合、あらかじめ当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

2. 対象サービスに関するお客様と当社との間の契約が成立せず、又は解除等により終了した場合、本サービス契約は自動的に終了します。

3. 前項の規定にかかわらず、対象サービスの終了の事実を当社が直ちに確認することができない場合は、当社が当該終了の事実を確認した日を本サービス契約の終了日とします。

4. 対象サービスが継続している場合において、お客様から第 1 項の届出をすることなく、当社又は当社が別途指定する返却先に端末設備が返却されたときは、当社は、お客様に当該端末設備貸出サービスの継続意思を確認することがあります。ただし、故障、交換、修理その他当社が認める目的により返送された場合は、この限りではありません。

5. 前項の確認に対し、当社が指定する期日までに継続利用の意思表示がないときは、当該期日の経過をもって、当該端末設備に係る端末設備貸出サービスを終了します。終了日の属する月の利用料は、第 7 条第 2 項の定めによります。

第 11 条（回線終端装置（ONU）の返還等）

1. 対象サービス契約が終了した場合又は回線終端装置（ONU）交換等が必要となった場合は、お客様は、宅内に設置された回線終端装置（ONU）を、当社が別途指定する返還方法に従い、当社が別途指定する期日及び場所へ返還するものとします。
2. お客様は、前項で定める返還方法以外の方法により回線終端装置（ONU）を返還する場合、お客様の責任と費用負担で行うものとします。
3. ブロードバンド約款の規定に基づき、第 1 項に定める期日までに回線終端装置（ONU）が返還されない場合、当社は、お客様に対し、別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」別表 2「回線終端装置（ONU）の未返却に関する違約金」に定める額を請求するものとし、お客様は当社の指定する期日までにこれを支払うものとします。
4. お客様が回線終端装置（ONU）を返還した際に当該装置以外の物品が同梱されていた場合の取扱いは、別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」第 4 条第 3 項の規定を準用します。

第 12 条（本サービスの停止及び廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断することができます。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、可能な限り事前にお客様へ周知します。
 - (1) 本サービスに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を行う場合。
 - (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合。
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
 - (4) その他、当社が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合。
 - (5) 端末設備の保守、交換、回収、修理又はソフトウェア更新その他当社が必要と判断する作業を行う場合。
 - (6) 第三者が提供するサービス又は設備の停止若しくは終了その他の事由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となった場合。
2. 当社は、事前に通知のうえ、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。
3. 前項により端末設備貸出サービスが終了した場合、お客様は、当社又は ISP が別に定める方法に従い、貸与された端末設備を返還するものとします。

第 13 条（契約違反等による解除）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該各号に定めるところにより本サービス契約を解除することができます。また、当社は、本サービス契約の解除の有無にかかわらず、被った損害の賠償をお客様に請求することができます。

- （1） 本規約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に違反状態を是正しないとき。
- （2） 差押え、仮差押え又は仮処分の申立てを受けたとき。
- （3） 公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをしたとき。
- （4） 合併によらず解散の決議をしたとき。
- （5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は自ら振り出した小切手について不渡処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
- （6） 第 2 号から前号までのほか、資産、信用、支払能力等に重大な変更があり、債務の履行の見込みがないと当社が合理的に認めたとき。
- （7） 本サービス又は対象サービスに係る料金その他の債務について、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に支払わないとき。
- （8） 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は改造若しくは改変したとき。
- （9） 当社又は ISP から貸与された端末設備について、返還の請求を受けたにもかかわらず、正当な理由なく返還しないとき。

2. 当社は、前項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 9 号に該当し、契約関係を継続することが困難であると合理的に認められる場合、何らの催告を要することなく、本サービス契約を解除することができます。

第 14 条（遵守事項等）

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとします。

- （1） 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉その他の権利又は利益を侵害しないこと。
- （2） 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- （3） 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざんし、又は消去しないこと。
- （4） 第三者になりすまして本サービスを利用しないこと。
- （5） ウイルスその他の有害なコンピュータープログラム等を送信しないこと。
- （6） 当社の設備に権限なくアクセスし、本サービスのネットワーク、システム等に過度な負担をかけ、又はその利用若しくは運営に支障を与えないこと。
- （7） 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集しないこと。

(8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障を来すおそれのある行為をしないこと。

(9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10) 本サービスを第三者に有償で提供し、又は本サービス自体を収益化する目的で利用しないこと。

(11) 過度に頻繁に問合せを行う、第6条に基づくサポートの提供時間を故意に延伸する、威圧的な発言をする、同一内容の問合せを繰り返す、サポート内容と無関係の事項について問合せを行う等、当社の業務遂行に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(12) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為をしないこと。

(13) 当社が本サービスを提供するにあたり合理的に不適切と認める行為をしないこと。

(14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。

2. お客様が前項各号のいずれかに違反した場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができます。なお、本項に基づき本サービスの全部又は一部が停止されている期間であっても、利用料は全額発生します。

3. お客様は、第1項に違反して当社の設備、端末設備その他の資産を毀損し、滅失させ、又は利用不能な状態にしたときは、当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第15条（権利義務の譲渡等）

1. お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本サービス契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはなりません。

2. 貸与された端末設備に係る利用権その他の権利についても、前項と同様とします。

第16条（責任の範囲・損害賠償及び料金の減額）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合、本サービスの1か月分の利用料相当額を上限として、その損害を賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. 当社は、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、一切の責任を負いません。

3. 当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの全部を使用できない状態又は一部を使用できない状態が連続して24時間以上継続したときは、その日数（24時間の倍数に限ります。）に対応する利用料の支払いを要しないものとします。

第 17 条（お客様に係る情報の利用）

1. 当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等（当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。）の電気通信サービス又は本サービスに係る契約の申込み、締結、工事、料金若しくは利用料の適用又は請求その他の当社若しくは協定事業者等の約款（料金表を含みます。）に基づく業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が別途定めるプライバシーポリシーのとおりとします。

（注）本条に規定する業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務委託先に提供する場合を含みます。

2. 当社は、端末設備貸出サービスの提供、保守、交換、回収その他の運営のため必要な範囲で、お客様に係る情報を当社の委託先へ提供することがあります。
3. 当社は、ホームネットワークプロテクション機能の提供、維持、改善その他の運営のため必要な情報を取得し、利用し、又は第三者に提供し取り扱わせることがあります。当該第三者に提供された情報は、当該第三者が定めるプライバシーポリシーその他の規定に従って取り扱われます。

第 18 条（ホームネットワークプロテクション機能）

1. 当社は、Wi-Fi パックサービスに付随する機能として、不正アクセス、ウイルス、マルウェア、有害サイトその他の脅威の検知、注意喚起又は通信制御等を行う機能（以下「ホームネットワークプロテクション機能」といいます。）を提供します。
2. 当社は、ホームネットワークプロテクション機能の提供、維持、改善その他の運営に必要な範囲で、お客様の通信環境、接続機器、端末識別情報、通信先に関する情報、セキュリティイベント情報その他これらに関連する情報を取り扱うことがあります。
3. ホームネットワークプロテクション機能の提供には、第三者が提供するシステム又はサービスを利用します。
4. 第 2 項の情報の項目、利用目的その他の取扱いは、当社が別途定める Web サイトその他当社所定の方法により公表します。
5. ホームネットワークプロテクション機能は、当社が指定する機器、通信、環境その他当社が別途定める範囲で提供されるものであり、お客様の宅内ネットワークに接続される全ての機器、通信又はサービスを対象とするものではありません。
6. ホームネットワークプロテクション機能は、お客様の通信環境の安全性向上を目的として提供されるものであり、全ての脅威が検知、防止若しくは遮断されること、常時中断なく提供されること又はその動作若しくは結果が正確、完全若しくは有用であることを保証するものではありません。
7. 当社は、ホームネットワークプロテクション機能による検知又は判定の結果に基づく通信の遮断、制御その他の処理について、その適切性、妥当性その他の結果を保証するものではありません。

8. 当社は、ホームネットワークプロテクション機能の全部又は一部について、その内容の変更、提供の中止又は一時的な停止を行うことがあります。

9. ホームネットワークプロテクション機能の利用可否及び効果は、お客様の利用環境（接続機器、宅内ネットワーク構成、端末、設定その他の条件を含みます。）に依存し、これらに起因して十分に動作しない場合があります、その場合であっても利用料の減額、返金等はありません。

第 19 条（提供条件書）

1. 当社は、本規約のほか、当社が別に定める提供条件書により、本サービスを提供します。

第 20 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約及び本サービス契約は、日本法に従って解釈し、適用します。

2. 本規約又は本サービス契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 端末設備貸出サービスに関する契約条項

第 1 条（貸与開始）

1. 当社は、お客様に貸与する端末設備を、お客様が指定した設置場所へ発送し、その発送日をもって貸与を開始します。

第 2 条（端末設備の使用及び保管）

1. お客様は、端末設備を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管するものとします。
2. お客様は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
 - (2) 端末設備を改造し、又は改変すること。
 - (3) 本サービスの利用目的以外に端末設備を使用すること。
 - (4) 当社の承諾なく端末設備の設置住所を変更すること。

第 3 条（故障、滅失又は毀損）

1. お客様は、端末設備の故障、滅失又は毀損が生じたときは、速やかに当社へ通知するものとします。
2. 当社は、必要に応じて代替機を提供することがあります。
3. 端末設備の故障、滅失又は毀損がお客様の責めに帰すべき事由による場合、当社は、お客様に対し、別表 1 に定める端末設備違約金を請求することができます。

第 4 条（端末設備の返還等）

1. 端末設備貸出サービスが終了した場合、お客様は、当社が別に定める方法に従い、端末設備を返還するものとします。
2. お客様は、当社が指定する期限までに端末設備を返還するものとします。
3. 端末設備の返還に際して端末設備以外の物品が同梱されていた場合、当社は、当該物品を受領した日から 30 日間保管します。保管期間内にお客様から返還の申出がない場合、当社は、当該物品を廃棄できるものとします。返還に要する費用は、お客様の負担とします。

第 5 条（端末設備の未返却）

1. お客様が当社の指定する期限までに端末設備を返還しない場合、当社は、お客様に対し、別表 1 に定める端末設備違約金を請求することができます。

第 6 条（責任の範囲）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により端末設備の利用に関してお客様に損害を与えた場合、当該端末設備に係る 1 か月分の利用料相当額を上限として、その損害を賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2. 当社は、端末設備に保存されたデータの滅失、毀損に基づくお客様の損害について責任を負いません。

別表 1 端末設備違約金

端末の種類	端末設備違約金	備考
メッシュ Wi-Fi 子機	8,250 円（不課税）	1 台当たり
セットトップボックス（STA3000） ※セットトップボックス用リモコンを含む	6,600 円（不課税）	1 台当たり

別表 2 回線終端装置（ONU）の未返却に関する違約金

端末の種類	端末設備違約金	備考
回線終端装置（ONU）	16,984 円（不課税）	—

附則

（適用期日）

1. 本規約及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」は、2026 年 9 月 17 日から適用します。
2. 2026 年 3 月 1 日から適用していた「Wi-Fi パックサービスご利用規約」は、前項に定める日をもって廃止し、本規約に統合します。統合後、同規約に基づき提供していた「Wi-Fi パックサービス」は、本規約に定める条件により提供するものとします。
3. 本規約の適用日前に発生した本サービスの料金その他の債務に関しては、当該債務が発生した時点において適用されていた規約の定めを適用するものとします。